

村の 共有文書

江戸時代の村では、村全体の自治を行い、寺や神社、山や池などの財産を守り、農業に不可欠な水路を維持するため、必要な文書を共有して、大切に保管していました。明治・大正・昭和になってもこの伝統は受け継がれ、江戸時代と明治前半の「村」や、町村制下の区を母体とする自治会に伝わっています。教育委員会ではこれらの文書を「区有文書」とよんで、その保存に取り組んでいます。むかしの人たちは、どのような方法で、どのようなものを村の文書として伝えてきたのでしょうか。そのようすを紹介し、村の共有文書の伝統に学びます。

展覧期間：平成21年10月2日（金）～12月27日（日）＊図書館休館日は除く。＊展示期間中一部展示替えを行います。

➡ 文書の引継ぎと保存

共有文書の管理に責任をもつのは、総代庄屋や区長です。したがって役を交代するときには、貴重文書を1点ずつ書き上げたリストを作成し、厳重に確認して記名・捺印をした文書を引継ぎました。

文書は備えられた村箱や文書筆筒むらばこもんじょたんすにしまわれます（古市・開田・今里・井ノ内など）。江戸時代には村庄屋の家での事務が主でしたが、明治入るとお寺を使ったり、「会議所」として廃寺を払い下げてもらったり、人民会所を設けたり（勝竜寺）と、近代的な事務に対応する「公共の場」が求められるようになります。そして時代が進むと「区事務所」（古市・開田・奥海印寺・長法寺・今里・井ノ内など）という施設が建てられていきます。なかには郷蔵ごうくら（村の蔵）を備えていた区もあります。近年まで今里区有文書は区事務所（自治会館が建てられるまで現在の集荷場のところ）、下海印寺区有文書は「お蔵」にありました。

しかし文書の管理と保存の仕方は村の実情によってさまざまで、文書の残り方も一様ではありませんので、これらをよくみていくと、それぞれの「村の伝統」の一端をうかがい知ることができます。



井ノ内区事務所

井ノ内区事務所は今の公民館のところ、角宮神社に隣接する地に、神社の社務所として建てられました。建物の右の軒には半鐘（元禄5年の鋳造）が吊り下がっているのが見え、その隣に消防器具庫があります。この半鐘は現在も公民館に吊られており、当時の姿を偲ぶことができます。区の事務所には、井ノ内信用購買組合も入り、ここで公共事務のすべてがとりしきられていたようです。



井ノ内の書類箱

明治に入ると、このような書類箱が備えられました。蓋には「土地台帳」、「地租改正丈量帳」と記された貼紙があります。

井ノ内区有文書は、つい最近まで自治会長が全部を持ち回っていました。軽トラックの荷台いっぱい、運んだそうです。文書の閲覧の記録簿がつくられ、持ち出すのは2時間以内という厳しい管理です。



明治の土地台帳（井ノ内区有文書）

上の5冊は明治4年、領主ごとにつくられた名寄帳。下の2冊は明治5年、地券の交付にともなっ
てつくられた水帳。「江戸から明治へ！年貢から地租へ！」。どちらも立派な帳面で、時代の変革を突き進む「村の力量」が伝わってくるようです。



明治の今井用水裁判記録（井ノ内区有文書）

明治16年の大干ばつで、今井用水をめぐる争論が今里村との間で再燃します。どちらにとっても村をあげた裁判で、両方に多くの文書や絵図が伝わっています。今里村では裁判言渡書^{さいばんごんわたしよ}を写し、将来の紛失・火災・虫喰^{むしくい}に備えて「村箱」に納めました。

土地の掌握と水の管理

村ではどのような文書を大切にしてきたのでしょうか。村や区に伝わる古文書の種類はたくさんありますが、ここでは代表的なものとして、土地台帳と水路の維持に関する文書を紹介しましょう。

土地台帳は庄屋の家に伝わることもありますが、どこの区でもよく残っています。最も古いのは慶長6年(1601)の粟生村「指出帳」(万里小路領)で、徳川家康の命令によってつくられたものです。また村や区に残る最後の土地台帳は、旧村が新神足村・海印寺村・乙訓村の3カ村に合併するさいにつくられた、明治22年(1889)の「土地台帳」です。この間約300年。「名寄帳」「水帳」とよばれる土地台帳は、必要あるごとにつくられたので、たくさん残っています。土地の掌握は年貢や地租の算定基礎となり、古い名寄帳や水帳をもとに村人が残らず立会い、取調べて帳面をつくります。百姓の死活問題である貢租の納入は、村人全員が納得するように、公明正大な運用が求められていたからです。

明治22年の「土地台帳」は、以後3カ村や長岡町の役場事務に使われていきます。現在でも境界明示や里道確認のさいには、この土地台帳のもととなった明治の村絵図や丈量帳^{じょうりょうちょう}、字切図の出番となり、自治会長が立ち会います。開田自治会館で区有文書の調査をしたときには、「村方諸書類」と貼紙のある大きな櫃(ふたのある木の箱)があり、そのうえに風呂敷に包まれた土地関係文書がありましたので、開田でも近年まで、自治会長持ち回りとして使われていたことがわかりました。

また、百姓の生業である田畑を耕作するために、水路の維持も死活問題です。しかし水路は山や川から引いて、幾つもの村々を通りますから、自分の村だけというわけにはいきません。開削や修理、そして早ばつときには必ず起こる水争い、使ったあとの悪水の処理など、知恵を合わせた広域的な協力関係が必要です。その時に重要になってくるのが、以前に申し合わせた事項や争論・裁判の結果を示す証拠書類です。

小畑川から東の低地の村に残る例として、古市区有文書をあげておきましょう。桂川右岸の村々にとって西から流れてくる悪水の管理はたいへんなものでした。そこで神足村や勝竜寺村、久我・菱川・志水・古川・樋爪・水垂・大下津(以上京都市)の11カ村で組合をつくり、申し合わせや調停を行っていましたので、古市区有文書には江戸時代中期の用水関係文書がまとまって残っています。

西の今里は、用水の確保に苦勞した村です。中世からの歴史をもち、今里の東の田畑を潤す今井用水は、上里村(京都市)の湧水を源として、井ノ内村の小畑川沿いを縦断します。粟生にある池も含め他村に依拠する今里にとって、権利を主張する証拠となる古文書は宝物です。江戸時代、15人の領主に支配された今里は村の結びつきが強く、約5,000点もの古文書が伝わっていて、市の文化財に指定されています。